

岐阜県立看護大学図書館利用規程

平成 22 年 4 月 1 日
規程第 106 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岐阜県立看護大学図書館（以下「図書館」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第 2 条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 岐阜県立看護大学（以下「本学」という。）の職員（非常勤の教員を含む。以下「職員」という。）
- (2) 本学の学生（大学院生、科目等履修生を含む。以下「学生」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館長（以下「館長」という。）が許可した学外者（以下「学外者」という。）

(開館時間)

第 3 条 開館時間は、午前8時45分から午後9時までとする。

- 2 本学の春季及び夏季休業の期間における開館時間は、午前10時から午後8時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始
- (4) 蔵書点検期間及び図書整理日
- (5) 創立記念日
- (6) 館長が特に必要と認めた日

2 次に掲げる間は、臨時休館とする。

- (1) 入学試験等により本学への入構が規制される間
- (2) 羽島市に特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雨警報かつ暴風警報が発令されている間
- (3) 前号に準じた理由から大学又は大学院が休講となっている間

3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、臨時に開館又は閉館することができる。

(利用証)

第 5 条 図書館を利用しようとする者は、次に掲げる利用証を常に携帯し、図書館の職員（以下「係員」という。）から提示を求められたときはこれを提示しなければならない。

- (1) 職員 身分証明証又はこれに準ずるもの
- (2) 学生 学生証
- (3) 学外者 別に定めるところによる

(閲覧)

第 6 条 利用者は、図書、雑誌、視聴覚資料等の図書館資料（以下「図書館資料」という。）を、図書

館内の所定の場所において自由に閲覧することができる。

(貸出し)

第7条 職員及び学生並びに学外者のうち別に定める者は、希望する図書館資料（第10条で貸出禁止を規定する図書館資料を除く。）の貸出しを受けることができる。

2 貸出期間及び点数は、次のとおりとする。

- (1) 職員 15点まで3週間以内
- (2) 学生（大学院生） 15点まで3週間以内
- (3) 学生（3、4年次生） 10点まで2週間以内
- (4) 学生（領域別実習期間中の3年次生） 10点まで3週間以内
- (5) 学生（1、2年次生） 7点まで2週間以内
- (6) 学生（科目等履修生） 5点まで2週間以内
- (7) 学外者 別に定めるところによる

3 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、貸出期間及び点数を変更することができる。

4 貸出しを希望する利用者は、第5条第1項で定める利用証に貸出しを希望する図書館資料を添えて係員に申し出なくてはならない。

(再貸出し)

第8条 利用者は、貸出しを受けている図書館資料の再貸出しを希望するときは、第5条第1項で定める利用証に再貸出しを希望する図書館資料を添えて係員に申し出なくてはならない。

2 前項に規定する再貸出は、予約者がいない場合に限り行うことができる。

(転貸の禁止)

第9条 利用者は、貸出しを受けた図書館資料を第三者に転貸してはならない。

(貸出禁止の図書館資料)

第10条 次に掲げる図書館資料は、貸出しをすることができない。

- (1) 貸出禁止の図書
- (2) 貸出禁止の視聴覚資料
- (3) 逐次刊行物（雑誌・紀要・新聞等）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が定めた図書館資料

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は貸出しをすることができる。

- (1) 職員が、講義・演習等の目的で利用する場合
- (2) 職員及び学生が、貸出禁止の図書及び最新号を除く逐次刊行物について、閉館1時間前から、翌開館日の開館1時間後までの間に限る一時的な貸出しをする場合
- (3) 館長が特に許可した場合

(返却)

第11条 貸出しを受けた利用者は、所定の貸出期間内に当該図書館資料を返却しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる事由が発生したときは、貸出しを受けた図書館資料を直ちに返却しなければならない。

- (1) 職員及び学生が、本学の籍を失ったとき
- (2) 学生が休学するとき又は停学に処せられたとき
- (3) 館長が返却の必要を認めたとき

3 館長は、所定の期日を過ぎても返却しない者に対し、当該図書館資料の返却の督促をするものとする。

る。

4 館長は、前項に該当する利用者に対し、貸出しを一定期間停止することができる。

(無断持出の禁止)

第12条 図書館資料は、無断で館外に持出してはならない。

2 前項の目的を達し図書館資料を適切に管理するため、図書館出入口に無断持ち出し防止装置を設置する。

(貸出予約)

第13条 利用者は、貸出しを希望する図書館資料が貸出中であるときは、貸出予約をすることができる。

(複写)

第14条 複写は、係員の指示に従い、所定の手続を経て行うものとする。所定の手続については、別に定める。

(グループ学習室の利用)

第15条 職員及び学生並びに館長が許可した者は、グループ学習室を利用することができる。

2 グループ学習室の利用方法については、別に定める。

(相互利用)

第16条 館長は、本学の教育研究及び学習に支障がないと認める範囲内において、他の大学図書館等と相互利用に応ずることができる。

2 相互利用の運用方法については、別に定める。

(館内規律)

第17条 利用者は、図書館内において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 飲食をしないこと。
- (3) 図書館資料、機器及び施設を汚損又は損傷しないこと。
- (4) 他の利用者の迷惑となる行為を慎むこと。

(弁償責任)

第18条 利用者は、閲覧又は貸出中の図書館資料を紛失、汚損又は破損したときは、相当額を弁償しなければならない。

2 弁償の手続きについては、別に定める。

3 機器又は施設に損傷を与えた利用者は、これを弁償しなければならない。ただし、館長が特に認める事情のあるときはこの限りでない。

(利用の制限又は停止)

第19条 館長は、この規程及び公立大学法人岐阜県立看護大学施設等管理規程に著しく違反した利用者に対し、図書館の利用を制限し、又は一定の期間その利用を停止することができる。

(補則)

第20条 図書館の利用に関しこの規程に定めのない事項については、館長の指示に従うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月8日改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月12日改正）

この規程は、平成 29 年 7 月 12 日から施行する。